

令和3年6月25日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 9件
(うち配線器具(コードリール)1件、カーペット1件、
電動アシスト自転車1件、
パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)1件、
エアコン(室外機)1件、電子レンジ1件、ハンモック(自立式)1件、
乳幼児用椅子(ゆりかご兼用)1件、リチウム電池内蔵充電器1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当: 加藤、鈴木、笹島

電話: 03(3507)9204(直通)

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100202	不明	令和3年6月21日	配線器具(コードリール)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	令和3年5月20日に 消費者安全法の重 大事故等として公 表済 事業者が重大製品 事故として認識した のは令和3年2月12 日 報告書の提出期限 を超過していること から、事業者に対し 嚴重注意
A202100203	令和3年6月6日	令和3年6月21日	カーペット	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品の上を歩行中、滑って転倒し、負傷 した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	報告書の提出期限 を超過していること から、事業者に対し 嚴重注意
A202100204	令和3年5月6日	令和3年6月22日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、両輪が滑り、転倒、頭部を負傷した。当該製 品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品 事故として認識した のは令和3年6月11 日
A202100205	令和3年6月10日	令和3年6月22日	パワーコンディショ ナ(太陽光発電シ ステム用)	火災	異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生し ていた。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	茨城県	
A202100206	令和3年6月14日	令和3年6月22日	エアコン(室外機)	火災	当該製品を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	製造から15年以上 経過した製品
A202100207	令和3年6月10日	令和3年6月22日	電子レンジ	火災	当該製品を使用中、異音が生じたため確認すると、当該製品及び 周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	
A202100208	令和3年6月8日	令和3年6月22日	ハンモック(自立式)	重傷1名	当該製品に乗ったところ、服の裾が引っ掛かり、転落し、負傷し た。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100209	令和3年6月13日	令和3年6月23日	乳幼児用椅子(ゆりかご兼用)	死亡1名	当該製品を使用中、幼児(1歳)が転落し、うつぶせの状態で見られ、死亡が確認された。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	山形県	
A202100210	令和3年5月28日	令和3年6月23日	リチウム電池内蔵充電器	火災	施設で当該製品を加湿器に接続して使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛媛県	令和3年6月10日に消費者安全法の重大事故等として公表済 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし